

消費税増税！暮らしの不安が小さくなりますか（レジメ）

パート1 基本のキから考える

熊澤通夫

はじめに

安倍首相は、「改憲・軍事大国」実現のために手段を選んでいません。今年度政府予算（案）もその一つで、なかでも消費税増税に係わる報道はフェイク度が増しています。

ここでは**パート1**でその内容を切り口にしながら、この税の基本的な仕組みを、**パート2**でわが国の特徴を紹介し、これからの税財政をご一緒に考えていきたいと思えます。

一、安倍政権の消費税増税案（予定）

1. 基本方針

「消費税率については法律で定められたとおり、2019年10月1日に現行の8%から10%に引き上げる予定だ。……」。

今こそ、少子高齢化という国難に正面から取り組まなければならない。お年寄りも若者も安心できる全世代型の社会保障制度へと大きく転換し、同時に財政健全化も確実に進めていく。

今回の引き上げ幅は2%だが、前回の3%引き上げの経験を生かし、あらゆる政策を総動員し、経済に影響を及ぼさないよう、全力で対応する」（臨時閣議での消費税増税に関する発言）2018年10月15日。「消費税増税に関する発言・全文」時事通信社の冒頭部分抜粋）。

「2019年10月1日に予定されている消費税率の引上げに対応については、引上げ前後の消費の平準化するための十分な支援策を講ずるなど、あらゆる施策を総動員し、経済の回復基調が持続するよう、2019・2020年度当初予算において、臨時・特別の措置を講ずること」（「平成31年度予算編成の基本方針」の策定方針 経済財政諮問会議 2018年11月26日）

2. 増税の内容

(1) 平成19年10月1日から消費税率を8%（国：6.3%、地方：1.7%）から10%（国：7.8%、地方：2.2%）に引き上げる。

- (2) ただし酒類・外食を除く飲食料品及び定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞は、8%（国：6.3%、地方：1.7%）に据え置く（軽減税率）。
- (3) 平成35年10月1日から、帳簿の保存に加え、適格請求書発行事業者の登録を受けた課税事業者（売り手）が発行した適格請求書等（登録番号や消費税額等を記載）の保存が必要となる「適格請求書等保存方式」の採用（いわゆる「インボイス制度」）～経過措置省略～。
- (4) 免税事業者は適格請求書等を交付できないため、免税事業者からの仕入れは、仕入税額控除が出来ないこととなる。

（資料 財務省「消費課税の概要」より作成）

（参考）年収別消費税負担割合

（単位 万円、%）

税率／年収	～200	～300	～400	～500	～600	～700	～800	～1000	～1500	1500～
8%	5.8	5.9	4.8	4.3	3.7	3.5	3.3	3.0	2.6	2.0
10%	6.7	6.9	5.7	5.1	4.4	4.2	4.0	3.6	3.3	2.4
負担増	0.9	1.0	0.9	0.8	0.7	0.7	0.7	0.6	0.7	0.4

（資料 「いのちとくらしを守る税研集会」第2分科会資料、2019年1月12日～13日）より作成

3. 増減収見込みと増税対策

(1) 二つの目的

- ① 回復軌道に乗っている景気を前回のように後退させず、さらに成長を目指す。十分な対策をとる。
- ② キャッシュレス社会をつくる契機とする。

(2) 増・減収見込み（平年度？国・地方合計額だと思うが、内訳は示されていない）

- ① 消費税率引き上げによる増税見込額：5.7兆円程度（1%あたり2.85兆円）
- ② 税率据え置きによる減：▲1.1兆円程度
- ③ **純増税額**：4.6兆円程度
（国民1人あたり3.6千円程度の増税）

④ たばこ税・所得税の増税（18年度実施分）：0.6兆円程度

⑤ **負担増合計額**：5.2兆円

(3) 社会保障制度の充実（増税の補てん分）

- ① 幼児教育の無償化（3歳～5歳児、一定の0歳～2歳児）等：2.8兆円程度（平年度？2019年度は、原則、全額国庫負担。平年度は原則、国2分の1、都道府県・

市町村各4分の1)

② 診療報酬の補てん等：0.4兆円程度

③ 補てん額計：3.2兆円程度

(4) 消費税税率引上げに対応する対策費2.3兆円程度

① 臨時・特別の予算措置：2兆円程度

② 住宅減税の拡充、自動車の取得・保有減税：0.3兆円程度

(5) 消費税率引き上げに対応した対策費（平成31年度当初予算案？これに自治体の負担が乗る。内容不明）

① プレミアム付商品券

住民税非課税世帯と0歳～2歳のいる家庭に居住する市町村で買い物した場合に2万円で2万5000円の買い物ができる商品券。自治体が発行。効果不明 1723億円

② 消費者へのポイント還元支援

中小商店がキャッシュレスで消費者に販売した場合に5ポイント加算、コンビニはフランチャイズ店に2ポイント。直轄店は事業主負担で2ポイント加算。詳細不明。 2798億円

③ マイナンバー活用準備費

マイナンバー普及のためにマイナンバーカードを利用して買い物した場合、自治体がポイントをつける制度をつくるといわれている。具体的内容不明 119億円

④ 商店街活性化 50億円

⑤ 住宅ローン減税の対象期間延長（適用期間10年から13年） 1140億円

⑥ すまい給付金・次世代住宅ポイント制度（詳細不明） 2085億円

⑦ 自動車取得税の環境割税率1%引下げ：（31年度なし。平年度500億円程度）

⑧ 自動車税の引下げ（恒久措置）：（31年度なし。平年度1723億円）

⑨ 防災・減災・国土強靱化（国負担分のみではないか？注2）

新規公共事業（関西地方の災害対策費は30年度第一次補正予算で手当て済み。1兆3475億円）。

臨時・特例分計：2兆1390億円（自動車税減税（地方税、恒久措置）を含む平年度分を加えると2兆3613億円）

外に平成30年度一般会計第二次補正予算で、軽減税率対応レジ導入支援等に561億円が決まっているから、**2兆4千億円**を超える。

注1. 幼児教育無償化の10月1日実施、年金生活者支援給付金の支給等の31年度予算計上額は7157億円。

注2. 防災・減災・国土強靱化のための緊急3カ年計画（2018年度～2010年度）事業費総額：7兆円程度、うち国費：3兆円なかば）

（資料 「消費税率引き上げに伴う対応」未来投資会議 茂木議員提出資料 平成30年12月20日）

より作成。

(6) 一読した感想。いかがですか。

① 根雪の上に雪を重ねて家をつぶすという感じ。消費税の引き上げが3%から5%にあがったときも、5%から8%になったときも、深刻な不況にみまわれた。とくに前回は不況が3年つづいた。原因は国内消費の低迷。それは多数の勤労者、年金生活者の家計が消費税増税分を吸収する余裕がないこと。

安定雇用の否定、非正規・低賃金労働者の急増。賃金・年金が下がって社会保険料が増え、手取りが減っているのが現実。これからは？

このままでは先行き不安の時代といえそうです

S社 54歳時の組合員の賃金比較

項目	18年前	現在			構成比	
	2000年	2018年	増減	増減率	2000年	2018年
基本給	373,970	318,100	-55,870	-14.9%	80.3%	76.8%
手当額計	91,900	96,300	4,400	4.8%	19.7%	23.2%
支給総額	465,870	414,400	-51,470	-11.0%	100%	100%
(控除額)						
健康保険	17,500	20,250	2,750	15.7%	3.8%	4.9%
厚生年金	34,875	45,750	10,875	31.2%	7.5%	11.0%
雇用保険	1,900	1,393	-507	-26.7%	0.4%	0.3%
所得税	17,480	12,480	-5,000	-28.6%	3.8%	3.0%
住民税	25,300	27,200	1,900	7.5%	5.4%	6.6%
介護保険	0	3,750	3,750	∞	0.0%	0.9%
控除合計額	97,055	110,823	13,768	14.2%	20.8%	26.7%
手取り額	368,815	303,577	-65,238	-17.7%	79.2%	73.3%

資料 JMITU春闘資料。「いのちと暮らしを守る税研集会」第2分科会資料、2019年1月12日～13日)より作成。

② 「軽減税率」というが、減税にはならない。据置税率で複数税率とする増税緩和剤。さも税が安くなるような錯覚を生むが家計は確実に“増税になる。消費不況はいまだ解消していない。不景気の新しい要因になることは必至でしょう。

ちなみに代表的な国の軽減税率を見ておきましょう。食料品は基本税率が最も税率が高いスウェーデンでさえ日本より低い7%。

注目すべきはイギリスのゼロ税率で、多くの生活必需品には消費税が全くかからないゼロ税率を採用しています(ゼロ税率は後述)。

日本の消費税が同じ税制を採用している国に比べて、大衆課税の性格が強いかを示す

一例です。

主な国の基本税率と軽減税率

	フランス	ドイツ	イギリス	スウェーデン
基本税率	20%	19%	20%	25%
ゼロ税率			食料品、家庭用水道水、新聞、雑誌、書籍、国内旅客運送、医薬品、居住用建物の建築、新築住宅の譲渡、障害者用機器等	
軽減税率	2. 1% : 新聞、雑誌、医薬品等 5% : 新聞、雑誌、食料品、水道水、スポーツ観戦、映画の入場料等。 10% : 国内旅客運送、肥料、宿泊施設の利用、外食サービス等	7% : 食料品、水道水、雑誌、書籍、国内旅客運送、スポーツ観戦、映画の入場料等。	5%。家庭用燃料及び電力等	7% : 食料品、水道水、雑誌、書籍、国内旅客運送、スポーツ観戦、映画の入場料等。

(資料 : 「消費課税の概要」 財務省)

- ③ 消費税増税対策は消費税増税でもっとも負担が増える人への直接支援がないばかりか、年金は据え置き (マクロ経済スライドの発動)。総合医療・介護費負担制度の実施延期、生活保護費の引下げ、国保制度の都道府県一元化と国保税 (料) 引き上げ等を実施。
- ④ この時期にマイホームを買う人、リホームをする人、自動車を買う人と所有者 (軽自動車を除く) に限られた減税。
- ⑤ ポイント制度は、現金で買う人は増税分をマルマル負担。事業者も混乱。まだ具体的実施の案さえ示されていない。
- ⑥ 中心は公共事業費。考え方はトリクルダウンの最たるもの。アベノミクスへの反省なし。オリンピック後～万博への橋渡し。高速道路、港湾、都市間 (内) 鉄道整備、飛行場等の大型事業へ重点投資。地方は「集中と選択」等々。

読んでみる！

憲法第25条【生存権、国の社会保障的義務】すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

(注) 政府原案は、社会保障等の権利を憲法で定めることに消極的で、生存権、国の社会保障的義務をうたっていない。現行憲法第25条は帝国憲法改正小委員会の修正によるもの。政府原案は「第23条 法律は、すべての生活部面について、社会の福祉（と安寧並びに）、生活の保障（欠けている）及び公衆衛生の向上及び増進のために立案されなければならない」。なおカッコ内は政府の検討原案の部分でGHQのチェックをおそれ削除、修正した部分。

参照：第13条は個人の幸福追求権保障、憲法前文は平和主義、議会制民主主義、基本的人権を一体としている。
同第12条は自由・権利の保持責任。

二、消費税はどのような仕組みになっているのだろう

1. 消費税という名前は日本だけ～共通名は“付加価値税”～仕組みを知る～

(1) 事業者は、取引ごとの付加価値（賃金〔自家労賃を含む〕＋利潤＋金融費用）に課税され、納税（分割納税）する。消費者は、事業者が納税した税額のすべてを負担する仕組み。

2. 消費に税をかけるのだから課税されない取引がある

(1) 税の性格になじまない取引（課税対象外取引、不課税）～バブルの元が非課税～土地の譲渡、貸付。株式等有価証券、通貨等の支払い手段。貸付金の利子、保険料等。郵便切手類、印紙、物品切手等の譲渡。行政手数料、外国為替取引。

(2) 政策的理由から課税しない取引（非課税）～国によって異なる。以下、日本の場合、非常に限定的～

社会保険適用の医療。介護保険適用の介護。社会福祉法に定める社会福祉事業、社会福祉事業に類する事業。身体障害者用物品の貸付。助産。埋葬料、火葬料。一定の学校の授業料、入学金、施設設備費、学籍証明書手数料、教科書用図書譲渡。住宅の貸付。

(3) 課税取引（上記を除く取引は課税。生活必需品課税が特徴）

3. 事業者間の取引はどのように変わるのか

(1) 売り手は買い手に対し税込みの売り値等決められた請求書を発行しなければならない

ない。

(2) 買い手は、その請求書によって自分の納税額を算出し、必ず保存しなければならない(インボイス方式)。

* 消費者相手の小売りは発行しない。

(3) 事業者全部の納税額合計額が最終の小売値に含まれ、家計(消費支出)が負担する。消費税という名前は日本だけのネーミング。国際的な共通名は付加価値税(中国名は増値税: VAT)。

付加価値税の簡単な図式

	輸入	⇒	生産者	⇒	卸業者	⇒	小売業者	⇒	消費者
税込価額	0		54,000		75,000		108,000		108,000
税抜き価額	20,000		50,000		70,000		100,000		1,600
消費税	1,600		4,000		5,600		8,000		2,400
仕入等	0		20,000		50,000		70,000		1,600
付加価値額	20,000		30,000		20,000		30,000		2,400
納税額	1,600		2,400		1,600		2,400		負担額: 8,000

(参考) 計算式: 課税売上額 - 課税仕入額 = 付加価値額 (賃金 + 金融費用 + 利潤)。付加価値額 × 税率 = 納税額。国際的共通名は付加価値税。物価に組み込まれ、最終消費者が全部を負担。

例外: 輸出免税: 輸出額 × 0 - 課税仕入額 × 税率 = ▲ 輸出戻し税

(資料: 「消費課税の概要」財務省)より作成。(参考)は加筆。表中の利益等を付加価値額と替えた。

4. 課税と負担の特徴

(1) 税込みの値段は事業者の「自由」。値上げも値下げも自己責任

ただし値下げすると付加価値が下がるから価格形成力のない企業には不利(弱肉強食)

(2) 消費者は税の痛みを感じない、あるいは感じてもし方がないと思って税込みの値段を払う(税を負担せざるをえない)。

(3) 事業者は赤字でも納税する。それは取引の各段階で付加価値に課税し、それぞれの事業者が納税し(分割納税)、消費者がその合計額を負担する仕組みになっているから。

基本的には賃金(自家労賃)、年金課税になる。

4. 基本的な性格

(1) 生活必需品に無差別課税するからたくさん税金がとれること、価格に入るのでとりやすいこと（発祥は第一次世界大戦中のドイツ。両大戦でイギリスへ飛び火。戦後現行の付加価値税方式がフランスで実施、E C・関税同盟で加盟国の共通税制へ。グローバル化と新自由主義による税制の国際化。60～70年代の高度成長と“中産階級化、社会保障制度の充実等による再配分の成功等。

(2) 貧困者ほど負担が重くなる不公平性（逆進性）と格差の拡大につながる。

収入－租税公課＝可処分所得（「手取り」）。「手取り」＝消費＋貯蓄。

消費／「手取り」×100＝消費性向。消費性向は低所得者ほど高い！

「手取り」が少ない人ほど生活必需品の購入割合が高いから、負担割合がとくに高くなる傾向

(3) 強い者（価格形成力の強い事業者）が残り、弱い者（価格形成ができない事業者）は淘汰される仕組みを内蔵していること。

(4) 景気のよいときには便乗値上げ、悪いときには消費低迷・景気を悪くするなどの影響がでる。

(5) 新自由主義下での格差拡大と反緊縮運動の高まり～税制の見直しへ～

消費税を上げて社会保障水準を下げ、社会の安定を破壊してきた新自由主義に反対する運動をポピュリズムという言葉一色で評価してはいけないのではないか。排外主義等との区別。

たとえばグローバリズムの下での多国籍企業への課税強化等でヨーロッパの「反緊縮」運動、サンダース、コービンの政策等。

パート2 日本の消費税

一、特徴

1. 消費税をつくり、増税するフェイクの横行

「小さな政府」、平等社会、消費税はすべて社会保障費に～事実～

2. 日本は他の先進国に比べて税金の安い「小さな政府」である～社会保険料負担が抜けている～

(1) GDP比で税負担は少ないが社会保険料負担は高い。憲法25条を受けた社会保障制度の設計は互助・保険中心・保険料で賄う。貧困者など保険制度に参加できない人は公費(税金)で負担し生存権保障。1961年：国民皆保険制度スタート。

80年代以後、保険主義の強調、保険料の値上げがつづく。

税と社会保険収入の変化

(単位：兆円)

年度	一般会 計税収	地方税 収	税収計	被保険 者拠出	事業主 拠出	保険料 計	公租公課 計
1989	54.9	30.9	85.8	16.3	18.8	35.1	120.9
1998	49.4	35.4	84.8	26.3	28.6	54.9	139.7
2014	54.0	36.0	90.0	34.2	30.8	65.0	155.0
2016	55.5	38.6	94.1	36.5	31.6	68.1	162.2
2016/89	1.01	1.25	1.10	2.24	1.68	1.94	1.34倍

日本の人口：約127百万人(2016年)。国民1人当たりの負担額：租税・社会保険料合計額約127.8千円(内、税約74.1千円)

(「財政関係資料 平成30年度」財務省、「活用労働統計 2018年 日本生産性本部」より作成)

(2) 消費税導入後は消費税への依存を強めている

消費税の税収推移

	国税	地方税	合計
1989	3.3	—	3.3
1998	10.1	2.6	12.7
2014	16.0	3.1	19.1
2018	17.6	4.6	22.2

2018/89	5.3	—	6.7倍
---------	-----	---	------

3. 一億総中流社会～広く薄い負担～格差と貧困、分断社会

- ① 70年代後半から自己責任の強調～トリクルダウンの流行～新自由主義時代。格差が開くのは当然、自分のことは自分で。
- ② 非正規労働者急増、自営業者・農業（自立の人々）の衰退～中流が崩れている～
- ③ 標準家族（稼ぎ手は夫、専業主婦、子ども二人）の崩壊
- ④ 東京に人・モノ・カネが集まり地方は衰える～財源が偏り過疎地は貧乏

4. 消費税をすべて社会保障費に使うという本当の意味～公的負担を消費税収の枠内に変えること

- ① おカネにイロはついていない～目的税と目的税化の違い～
 - i 社会保障の経費は、日本の場合、保険料が中心（税方式の国もある）。
 - ii 公費とは：国税＋地方税＋公債のこと。社会保障費以外の経費と同様、おカネにイロはついていないから、どの税で賄っているかの区分はまったく出来ない。
なお、消費税（付加価値税）を社会保障の目的税化している国は日本だけ。
 - iii 「消費税はすべて社会保障費に使う」というハナシ：予算をつくる時に消費税収分を公費負担に繰り入れる紙上の操作。この操作で、計算上、それまで社会保障に使っていた公費額を他の歳出、たとえば軍事費に回す財源に変えるマジックのこと。
 - iv 「社会保障の増加は消費税増税で賄う」：「社会保障制度改革は財政再建の要」：公費負担の金額全額を消費税収入額相当額にする意味（すき間を埋める）。軍事費、公共事業費等の膨張財源づくり。

社会保障経費の内訳（2017年度）

（単位 兆円、％）

社会経費	保険料	公費	その他	積立金等	計
金額	669,240	461,379	101,763	11,176	1,243,558
構成比	53.80%	37.10%	8.20%	0.90%	100.00%

（資料「活用労働統計 2018年 日本生産性本部」）

4 経費と消費税込の差（国。2017年度）

単位 兆円

年金	医療	介護	子育て	計	消費税込	すき間
12.1	11.5	3.0	2.1	28.7	13.3	▲15.4

（資料：「消費課税の概要」財務省）

- ② 社会保障制度は改悪されている～保険主義の徹底、自己責任を強調、教育費は投資～
- ・ 1997年 介護保険法成立（2000年施行）。給付の増が保険料引き上げ・自己負担に直結
 - ・ 2004年 年金法改定 年金支給額にマクロ経済スライド制導入（給付額の引き下げで「100年年金安心」）
 - ・ 2008年 後期高齢者医療制度創設（介護保険法と同様に給付の増が保険料引き上げ・自己負担に直結）
 - ・ 2012年 「税と社会保障一体改革法」の成立（消費税増税：10%と目的税化。公費と自費負担の強調）。**税の一体改革の目玉は“社会保障費抑制・消費税増税の同時実施にあった。国の「生存権保障義務」から「自己責任」への転換。**
 - ・ 2012年 第二次安倍政権成立。
 - ・ 2013年度～社会保障費の総額抑制（13年度から暦年、自然増分1500億円程度をカット）。2019年度は「高齢化率」の範囲内。
 - ・ 2013年 生活保護費・生活扶助費の大幅削減、以後継続
 - ・ 2015年 医療制度改革法成立。以後、医療機関の整理統合、ベッド数削減、医療・介護の一体化・「在宅」と「予防」強調へ。
 - ・ 2017年 「消費税：「子育てへ」の用途拡大：幼児教育無料化。「**全世代対応型社会保障制度**」への**転換**。社会保障費の総枠を抑制しつつ子育ての給付割合を上げること。具体的には消費税増税と年金・医療・介護・福祉の給付削減・自己負担を含む負担の増加分の一部を子育てに移転する。
 - ・ 2018年 「全世代対応型社会保障制度」への転換第一弾が雇用関係法の大修正。雇用の多様化～（裁量労働時間制、外国人労働者、フリーランス等）。選挙後、年金、医療、介護に手をつける（基盤強化期間 [2019年～2023年]）
- ③ 第2次安倍政権発足以来の社会保障費抑制額：約1兆円以上、19年度は自然増分6000億円から1200億円を削減（薬価引下げ、総合医療介護費負担実施延期、生活保護費引下げ、国保の軽減措置（95%）廃止、国保制度の都道府県一元化等）
- ④ 所得の低い人にはとくに重く～手取りが少なくなって消費税がかかる（再掲）

2. 法人と高所得者には安く～高から低への税負担移動～社会保険負担に限界：消費税増税と自己負担強調～国内消費の低迷、不況の原因となるが、効率的にたくさんの税がとれた！

主な国税収入

年度	所得税	法人税	消費税	税込総額
1989	21.4	19.0	3.3	54.9
1998	17.0	11.4	10.1	49.4
2014	16.8	11.0	16.0	54.0
2018	19.0	12.2	17.6	59.1
2018/89	0.9	0.6	5.3	1.1倍

主な地方税収入

年度	個人住民税	法人二税	固定資産税	地方消費税	税込総額
1998	9.3	6.9	9.0	2.6	35.4
2014	12.3	8.2	8.5	3.1	36.0
2018	12.8	8.9	9.0	4.6	39.5
2018/98	1.4	1.3	1.0	1.8	1.1倍

資料 「税制主要参考資料集」財務省、「地方税に関する統計資料」

総務省自治税務局より作成

消費税の標準税率と税収の国民総生産（GDP）に占める割合

国名	日本	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
標準税率	8%	20%	19%	20%	25%
割合	4.2%	6.8%	7.0%	7.1%	9.1%

（資料：「消費課税の概要」財務省）より作成

五、いま、なぜ消費税増税阻止が必要なのか

2019年度予算案の特徴：安保法制下で歴史的な軍事費増加がはじまる画期的年⇒消費税が軍事費を支える構造へ・おカネで憲法9条改悪の実質化。

(1) 聖域化、限らない軍拡へ歩む方針。

i アメリカ政府は2017年暮れに「国家安全保障戦略」を、2018年はじめ「核態勢の見直し」を決定。中・露両国が米と価値観を同じくしない「修正主義国家」と断定、「核なき世界」の放棄、新しい核兵器開発、核の先制使用をふくむ軍事力強化により「対

抗」するとし、2018、2019会計年度の国防費を7000億ドル超に増加。同盟国にも増加を要求。安倍首相は支持と軍事費増加を約束（日米首脳会議 2018年2月10日）。

ii 2018年12月「平成31年度以降に係わる防衛大綱（以下、防衛大綱）」の改定、同2019年～2023年の「中期防衛計画」を策定。特徴は、北朝鮮のミサイル開発・強化がつくっている緊張状態は緩和していない。我が国の脅威である。中国は「軍事強国化」のための軍事力近代化・強化を進める一方、わが国の領海内あるいは南シナ海等に進出し国際秩序を乱している。わが国として「日米同盟」を基軸としつつ、自立した対抗手段をとる。このための「安全保障費」は確保されなければならない。

具体的にはインド・太平洋を重要地域とする。これまでの陸・海・空の総合機動力強化という縦割りの軍事体制に加えて、宇宙空間、サイバー空間、電磁波戦争に対応できるクロス・ドメイン（領域横断）の態勢をつくる。あらゆる分野でアメリカ軍との協同・協力態勢を強化。

（2）軍事予算の膨張

2019年度防衛予算：史上最高：5兆2574億円（前年度は5兆1251億円。実質は5兆6572億円（2018年度第2次補正予算で3998億円の前倒し）。アメリカからの武器購入費：7013億円（前年増分：約2900億円）。

中期防衛計画（閣議決定 2018年12月8日）：27兆4700億円。過少見積もりではないか？同日、閣議了解されたF35一戦闘機の追加購入105機（うちF35B：42機）分が含まれていない（予算化されない借金契約）。

「平成31年度以降に係わる防衛大綱（以下、防衛大綱）」（2018年12月8日閣議決定）：軍事予算でEU加盟国の目標GDP比2%を参考に（本当は検討と書きたかったという）。実現すると現在の2倍になる。

（3）消費税増税対策口実のバラマキと「選択と集中」：3年間で1年間1兆円の上積み、他に財投・たとえば東日本高速道路に1兆5千円）。

防災、減災、国土強靱化。緊急3カ年計画」、2040年（自治体再編）構想（周辺部切り捨て・コンパクト・シティ化、中核都市（人口20万人以上）の都市への再編、国際競争力のある大都市へ（港湾、飛行場、高速道路、鉄道、街区整備等、大型公共事業の集中）と規制緩和・民営化の推進。

（4）社会保障改悪は生存権をおびやかす。19年度も生活保護費をさらに切り下げる（3年計画の2年目）。医療、介護、年金の抜本改悪は選挙後に隠す（持続可能な社会保障制度、「全世代対応型社会保障制度」への転換）。

全世代対応型社会保障制度」への転換（再掲）。社会保障支出の抑制・節減。公的負担を

消費税収の枠内に。自己負担金の増がつづく。たとえば年金：支給年齢引き上げ、医療：保険適用外医療の増加、医療・介護：窓口2割負担等々・・・。

(5) 国民の基本的権利（財政民主主義）の解体～軍事費・戦前の教訓と憲法～

むすび

「税はその国の姿をあらわす」

いま、消費税増税から見える安倍政権の姿：社会保障崩壊（生存権の否定）と軍事大国化、財政の私物化が進行。立憲主義を破壊し、国を衰退させつつある。

戦後、貧しさの中の光！国の進む方向を示した憲法の力・時代を超えた意味

激動の世界の中で、平和な国として生き、発展させていく！

